

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月4日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月5日から11日までの5日間、令和6年度予算特別委員会が開催され、連日熱心に御審議をいただきました。

13日には、現地調査と委員会採決、また、引き続き第2常任委員会を開催し、付託議案の審査を行っていただきました。ありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申合せにより、討論を省略します。

これから、同意第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第1号、教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◇

◎日程第2 議案第4号 川根本町交通安全対策会議条例及び川根本町
消防委員会条例の一部を改正する条例につ
いて

○議長(石山貴美夫君) 日程第2、議案第4号、川根本町交通安全対策会議条例及び川根本町消防委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) この自主防災会ということは、各地区にありますけれども、事実上、町内会がほとんど構成員は共通していると考えられますが、自治会への対応と自主防に対する対応が食い違ったりするおそれはないでしょうか。そのようにならないという保証はないし、歯止めの対策はどのように講じられているのか教えてください。

○議長(石山貴美夫君) 総務課長、山田貴之君。

○総務課長(山田貴之君) 御質問で、自治会事務の関係と自主防災組織の関係する御質問であります。御質問とおり、自治会のほうの関係につきましては総務課で、自主防災組織に関するものについては設置される危機管理課のほうで担当することになっております。年度当初、区長連絡会等におきまして、来年度の4月から総務課で対応いたしまして、その辺の説明は十分にしていくつもりでおります。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町交通安全対策会議条例及び川根本町消防委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第5号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第3、議案第5号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 会計年度任用職員に対して、どの程度の待遇改善になるのか。また、本体のほうは改善はしないのでしょうか。それと、育児休業給付の対象者の見込みはどのくらいなのでしょう。

○議長(石山貴美夫君) 総務課長、山田貴之君。

○総務課長(山田貴之君) まず、会計年度任用職員の平均月額報酬については、約15万円です。それを想定した場合に、今回の改正によって支給する勤勉手当は、年額約31万円、その増額となります。また、育児休業中の職員を含めて、会計年度任用職員が勤勉手当の支給対象となります。しかし、現時点では、育児休業等の申出や相談等は受けてはおりません。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第6号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第4、議案第6号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 国保税条例の改正案において、どのような影響が出るのか伺います。

○議長(石山貴美夫君) 税務住民課、坂本喜弘君。

○税務住民課長(坂本喜弘君) 今回の条例改正によります被保険者の方への影響について、お答えをいたします。

令和4年分の所得を基準に算定しますと、付加限度額の引上げにより増額になるのは4世帯、年額平均1万4,250円であります。所得判定基準額の引上げにより軽減される世帯ですけれども、3世帯、年間平均1万円になります。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第8号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する
条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第5、議案第8号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第9号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、議案第9号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。大竹勝子君。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹です。

定期券は、毎日利用する方々にとっては、待ち望まれていたものだと思います。喜んでい

ただために、せめてもう少し割引率を高くするという事は、考えていなかったでしょうか。

○議長（石山貴美夫君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　割引率につきましては、前回に制定されていた基準を基に算定をしております。また、他市町の利用状況、定期券割引状況等を踏まえた中で、大体同規模になる程度での試算で検討したものでございます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君）　　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君）　　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君）　　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君）　　起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7　議案第10号　川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君）　　日程第7、議案第10号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君）　　この介護保険条例の改正で、1号被保険者に係る介護保険料の総額を、改定しない場合と改定した場合の比較をして、どのように変化し、各段階ごとの改定率はどのようにになっているのか教えてください。

○議長（石山貴美夫君）　　高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） それでは、お答えをいたします。

今回の介護保険料の改正を行わずに据え置いた場合には、3年間の第1号被保険者の保険料の総額に不足が生じる見込みとなります。なお、各段階の保険料の上昇率は、第1段階の変化はありませんけれども、第2段階で2%、第3段階で3%、第4段階から第9段階で5.3%ほどとなっております。また、新設されました第10段階以降は、第10段階が17%、第11段階が30%、第12段階が42%、第13段階が48%などとなっております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 私は、議案第10号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例（案）に対して、反対の立場から討論いたします。

改定案によれば、従来の9段階の保険料体系から新たに4つの段階を加えて、全部で13段階の保険料体系となります。このうち、下から3段階までは若干引下げとなりますが、それ以外は全て負担増となる内容です。基準額とされる第5段階で比較すると、当町の保険料額は、島田市と比べて7,700円、焼津市と藤枝市と比較すると3,000円高くなっています。本案に示されているとおり改定が行われると、焼津市や藤枝市よりも2,640円、島田市と比べると1万800円も高くなります。また、3段階までの引下げ後、最大でも2,000円であり、負担の軽減を実感できるほどとは思われません。

一方、新たに設けられる13段階については、現行の保険料額から5万5,700円もの負担増になります。幾ら比較的所得水準の高い方にかかる負担増だとはいっても、それほど飛び抜けて高額の所得を得ている方ではないことと思います。県内においても、平均的な所得水準が低い地域とされている当町においても、この第13段階に該当すると見込まれる被保険者が14人になるとの説明がされていることから、明らかというべきです。加えて、この段階に該当するのは、年収にして720万を超える方ということになっていますが、この収入に占める保険料の約2.4%に当たる計算では、少なからず生活を圧迫する保険料負担となるのではないかと考えます。

憲法第25条の「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との規定に照らせば、本来全て住民税非課税の方である第1段階から第3段階までの被保険者については、保険料負担を課すべきではないと思います。また、本案において、大幅な負担増となる第13段階などに該当する方についても、生活の実態にそぐわない多大な負担を課するも

のと言わざるを得ません。

さらに、介護保険制度そのもの、そもそも制度設計としては、基金は、3年ごとの計画期間の第1年度においては積立てをし、中間年は積立ても取崩しもせず、最終年度には、基金を取り崩して給付に充てるというのを基本的な考え方にしていると説明されています。ところが、当町においては、今年度末の基金残高の見込みがおよそ1億円余りあるということで、本来の制度設計とは、およそかけ離れた額になると推察しています。これは、これまでの当町における介護保険料の水準が、本来必要とされる水準に対して過大なものとなっていることの何よりのあかしと考えるほかありません。今、必要なことは、本案に見られるような保険料の引上げではなく、町民の生活実態に寄り添って、保険料負担を引き下げることでないでしょうか。

以上、2点を総合して考えるなら、本案について賛成することはできないということを率直に申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第10号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部を改正及び第9期川根本町介護保険事業計画に基づき、介護保険条例の一部を改正するものであり、政令の改正に伴う改正の内容は、高所得者の標準乗率の引上げと低所得者の標準乗率の引下げであり、低所得者の保険料上昇の抑制が図られるものであります。また、第9期介護保険事業計画に基づく改正分は、保険料必要額の高止まりと第1号被保険者推計の減少が見込まれる中、介護給付費と準備基金を有効に活用して基準保険料額の上昇を抑えるなど、介護保険事業の円滑な運営と持続可能な制度としていくために必要な改正と考えます。よって、私は、議案第10号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第10号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 8 議案第 1 1 号 川根本町簡易水道事業給水条例及び川根本町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第 8、議案第11号、川根本町簡易水道事業給水条例及び川根本町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町簡易水道事業給水条例及び川根本町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 9 議案第 1 2 号 川根本町飲料水供給施設条例及び川根本町飲料水供給施設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第 9、議案第12号、川根本町飲料水供給施設条例及び川根本町飲料水供給施設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町飲料水供給施設条例及び川根本町飲料水供給施設工事
分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第13号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第10、議案第13号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一
部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第14号 新町建設計画の変更について

○議長(石山貴美夫君) 日程第11、議案第14号、新町建設計画の変更についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 新町建設計画の変更についてのし尿についての計画について確認したいので、経過と進捗状況並びにし尿をどのような頻度で運んでいくのかということをお教えください。

○議長(石山貴美夫君) 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長(梶山正幸君) し尿等の中継槽建設について御説明をいたします。

建設につきましては、これまでし尿処理運営委員会等において、町から諮問を受けまして、運営委員会の中で今後の在り方について検討をし、中継槽建設に至ったところでございます。今後の処理状況につきましては、大体1日当たり約19m³のし尿の搬入がでございます。そちらにつきましては、中継槽より町外のほうへ、10tの運搬車両で1日2回の運送で運ぶ計画で検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) ただいま議題となっている川根本町新町建設計画の一部変更について、反対の立場から討論を行います。

本案の主な内容は、本川根町と中川根町の合併で誕生した当町に係る新町建設計画に斎場の統合を兼ねた新設並びにし尿処理を外部委託に変更するのに伴う中間貯留槽を整備する事業を追加するというものです。そのうち、斎場の統合と新設については、新設が予定されている現中川根斎場が立地している場所が、一昨年台風15号による豪雨災害でも、深刻度は

それほどでもなかったとはいえ、アクセス路が沢からの押し出しによって、一時出入りできなくなるという障害が発生したことに見られるとおり、安定したアクセス路を確保する対策が必要でないかと思う点と、多くの町民の願いとしては、簡素な葬儀であれば火葬に併せて行えるような施設にしてもらいたいとの声が根強いことに鑑み、これに応えたものとするべきではないかといった点については、検討が求められているとはいえ、反対するには当たらないと考えます。

一方、し尿処理に係る中間貯留槽の建設については、到底賛成するわけにはいきません。本年1月1日能登半島北部を震源とする地震が発生し、奥能登といわれる地域が深刻な被害を受けて、今もって多くの住民が避難生活を余儀なくされ、道路網の被害についても、最近やっと幹線道路が辛うじて通行できるようになったというのが実情です。この山間部に散在する集落の多くは、今なお、他地域との行き来になかなか困難を来していると伝えられています。

もし、いつ起こってもおかしくないとい何十年も前から警告されている東海地震ないし南海トラフ大地震などが発生した場合は、私たちの地域は、現在の奥能登地域とそれほどの変わりない状態に陥ると考えなければなりません。能登半島地域においても、震災によって、排泄の問題は極めて切実な課題としてクローズアップされてきたのは周知のとおりです。こうした実情を目の当たりにするとき、日々の生活を送る上で、1日たりとも欠かすことのできないし尿の処理を町外に依存することは、極めて危険な選択と考えざるを得ません。この計画については、今からでも根本的に見直すことを、私は強く求めたいと思います。

もう一つ、本案の中には盛り込まれていませんが、今なお、大井川鐵道の長期運休が続いており、この運行を早期に再開させるためには、数億円規模の復旧費用の負担が、当町にも求められるのは避けられない状況です。どの程度負担を求められるのかという金額については、今の時点では確定していませんが、新町建設計画の改定を行うのであれば、このための経費も、常識的に考えられる程度の金額を盛り込んでおくことが、同鉄道の早期復旧へ向けて、当町としての姿勢を内外に示し、実際にもそのための金銭的な裏づけをすることになるという点で、大きな意味を持つと考えます。

繰り返しになりますが、これがなぜ本案に盛り込まれていないのか、私には理解できません。本来あるべきものが盛り込まれていないことも率直に指摘し、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第14号、新町建設計画の変更について、賛成の立場から討論いたします。

今回の計画変更の目的は、新町建設計画の進捗状況を確認し強化する中で、計画策定時には具現化できなかった事業について、精査を行い、合併特例債を有効活用することにより、均衡ある発展に資するために、計画内容の一部を変更するものであります。変更内容も、し

尿中継施設の整備や、閉校となった小中学校の敷地や校舎を活用した地域振興・産業振興の拠点づくり、教職員住宅の改修といった事業の追加や、令和2年の国勢調査に基づくデータの修正、事業追加による財政計画の修正となっており、必要な計画の変更と認め、議案第14号、新町建設計画の変更について賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第14号、新町建設計画の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第15号 町道路線の認定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、議案第15号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第16号 字の区域の変更について

○議長（石山貴美夫君） 日程第13、議案第16号、字の区域の変更についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議案第17号 工事請負契約の変更契約の締結について

（川根本町立本川根学園（仮称）改修工事）

○議長（石山貴美夫君） 日程第14、議案第17号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは、（仮称）川根本町立本川根学園の改修工事に関するものです。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第18号 工事請負契約の変更契約の締結について
（川根本町立中川根学園（仮称）改修工
事）

○議長（石山貴美夫君） 日程第15、議案第18号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは、（仮称）川根本町立中川根学園の改修工事に関するものです。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 議案第19号 令和5年度川根本町一般会計補正予算
(第8号)

○議長（石山貴美夫君） 日程第16、議案第19号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すみません、質疑通告の用紙で、順番もばらばらで申し訳なかったですけれども、23年度補正予算8号において、繰越明許の各項ごとの契約金額と繰越額の契約金額に対する比率を示していただきたいと思います。そこで、完了する時期の見込みも教えてください。それから、今回補正予算に基づいて、各種基金の繰入れ並びに積立てを実施した場合、それぞれの残高はどのくらいになるのか、見込みを教えてください。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） それでは、一般会計補正予算（第8号）におけます、まず、繰越明許費について説明いたします。

それでは、ちょっと順番に、質問の順番とちょっと異なりますが、今回の補正での繰越額、事業の契約額、比率、事業完了見込みの年月、月までを言います。少しちょっと長い答弁になります。

まず、工事に絞ってお伝えいたします。

まず、6款1項の農業費、農道八中線改良工事、4,039万円、4,653万円、86.8%、令和6年12月。

続きまして、8款1項道路橋りょう費、町道坂京線維持工事、376万円、561万円、67.02%、令和6年4月。

続けて、8款2項道路橋りょう費の町道桑野山線の関係です。2,910万円、2,726万9,000円、106.71%、令和6年4月。

8款3項河川費、普通河川西沢改良工事、3,400万円、まだ未契約であります。完了見込み、令和7年2月です。同じく徳山地区タイザ川河川改修工事、550万円、未契約であります。令和7年2月。

11款1項農林水産施設災害復旧工事、林道平栗線、1,900万円、2,907万9,000円、65.34%、令和6年9月です。同じ科目、ちょっと続きます。林道河内川線災害復旧工事、1,757万円、1,859万円、94.51%、令和6年11月。続きまして、林道水川線1号箇所、今回の補正金額は694万2,000円、7,832万8,000円、8.86%、令和6年7月です。林道坂京河内線の1号箇所、1,732万円、2,222万円、77.95%、令和7年2月。林道西又線災害復旧工事、1,300万円、6,600万円、19.7%、令和7年2月です。林道小河内線1号箇所、1,119万5,000円、1,497万円、74.78%、令和6年9月です。林道足間沢線災害復旧工事、1,836万円、3,838万8,000円、

47.83%、令和6年10月です。林道平栗線1号箇所災害復旧工事、1,632万円、1,632万円、100%、令和6年7月です。林道幡住線2号箇所、2,882万円、2,546万円、93.56%、令和6年5月です。

11款2項公共土木施設災害復旧工事、普通河川小河内川、9,284万円、1億5,290万円、60.72%、令和6年7月です。町道長松線1号箇所、7,720万円、1億2,452万円、62%、令和6年8月です。町道長松線2号箇所、8,500万円、7,612万円、111.67%、令和7年2月です。町道梅高中央線、2,319万円、3,450万円、67.14%、令和6年12月です。町道下泉河内川線、1億1,841万円、1億8,898万円、62.66%、令和6年10月です。町道水川藤川線、8,986万円、1億4,036万円、64.02%、令和6年12月です。

あと、もう一つの御質問です。今回の補正予算に基づいて、各種の基金の残高がどのように変わるかという、ちょっと大きな規模の主な5つの基金について、御説明をいたします。

まず、財政調整基金です。令和5年度末で約8億4,000万円。減債基金1億円、まちづくり基金2億3,000万円、社会福祉基金3億9,000万円、地域振興基金12億2,000万円です。なお、これは現時点の予定でありまして、決算時の余剰金や特別交付税の状況によりまして変更となる場合がありますので、御了承ください。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長のほうにお願いしたいんですけども、ただいまの資料、大変細かいので、また後ほどで結構ですので、資料を提出していただくようお願いいたします。御提案でございます。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

この補正予算の主な内容として、鉄道代行バス対策費補助金の実績に基づく減とか、高齢者福祉委託料の減、児童福祉施設費の減や、一昨年の台風15号による災害の復旧工事費の大半の項目を繰越明許とするものなどです。災害復旧については、一日も早く工事を終わらせて安心して生活できる基盤を取り戻すというのが、町民の切実な願いです。それをほぼ軒並み繰越明許として、復旧を先延ばしにするのは、この町民の切実な願いをないがしろにするものと言わざるを得ません。

本来であれば、多くの契約が今年度末までには完成するとの内容になっており、この厳格な履行を請負業者に求めることこそが、町民が納める税金を預かって町民の負託に応えるこ

とを最優先の責務とされている、町当局の最優先に課すべき役割のはずです。にもかかわらず、十分な説明もなく、何と38件、トータルで9億円以上もの災害復旧費を簡単に繰越明許扱いにするなど、到底許されるものではないと、私は考えます。

現在、町民の暮らしは、連続する物価高騰の下、極めて困難な状況に追い込まれています。こうした町民生活を少しでも下支えするため、可能な限りの支援策を講じることが強く求められています。しかし、この補正予算案のどこを見ても、そうした項目は見当たりません。これは、町政を預かり、町民の暮らしを守ることに責任を負うべき町当局の怠慢と言わざるを得ません。

さらに、額こそさほど多くはありませんが、政府が進める自治体DXの重要な一環として、戸籍にまつわる情報の様式を統一するためのシステム改修の費用も計上されています。しかし、これは、最終的に自治体が集めた情報を企業の金もうけのために使用等の隠された目的の実現に欠かせない基盤づくりです。私たち町民の個人情報、きちんとした同意もなく、企業の利用に寄与されたりするおそれを大きく高めることにならざるを得ないと考えます。政府が進めている事業だからと、こうした危険な事業を無批判に実行に移すことは、決して許されないと考えます。

本案においては、町民の暮らしを守るために、全力を尽くすという姿勢がうかがえないだけでなく、重大な町民の利益に背く可能性が高い事業が含まれている点を率直に指摘し、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

議案第19号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正は、事業の完了、完了見込み等に伴う事業費の減額、物価高騰臨時交付金の増額、災害復旧工事における測量設計及び工事費の増額、新たに必要となった農道八中線の土質調査の費用の追加及び測量設計の増額、前年度繰越金や普通交付税の予算計上による基金繰入れの減額といった財源補正が主な内容となっており、必要な予算の補正と認め、議案第19号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第8号）に賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第19号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第20号 令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第17、議案第20号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第21号 令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第18、議案第21号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第22号 令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第19、議案第22号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（石山貴美夫君） お諮りします。

ただいま町長から同意1件、議案2件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1・第2・第3として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1・第2・第3として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 同意第2号 教育長の任命について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第1、同意2号、教育長の任命についてを議題とします。

町長の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、同意第2号、教育長の任命について、提案理由を説明いたします。

令和6年3月31日をもって任期満了となる山下斉氏の後任として、石原一則氏を教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求めるものであります。

石原氏は、崎平地区在住の62歳、帝京大学文学部に進学され、小学校教員免許を取得されました。昭和60年に東京都内の公立小学校に赴任され、その後、平成元年からは島田市内の公立小学校の教諭として教鞭を取られました。教頭、校長を務められた後、平成31年4月からは、川根本町立中川根第一小学校の校長を務められております。在籍時には、現教育長の山下斉氏と共に、川根本町の義務教育学校の設立に御尽力され、令和4年3月をもって退職されました。なお、現在は、川根本町のコミュニティスクールディレクター兼推進委員に就任され、退職後も、川根本町の教育行政の推進に御尽力をいただいております。

このように、石原氏は、教育分野において高い専門性と指導力、深い情熱を持ち、中川根第一小学校の校長での経験も踏まえて、当町の教育状況を十分理解されておられるだけでなく、これからの当町教育行政の推進における様々な課題に真摯に取り組んでいただけるもの

と考えております。任期は、令和9年3月31日までの3年間となります。御審議の上、御採択賜りますようお願いをいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で、町長の説明を終わります。



◎追加日程第2 議案第30号 工事請負契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第2、議案第30号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第30号、工事請負契約の締結について、提案理由を説明いたします。

本件は、令和5年度林道施設災害復旧事業、林道西又線災害復旧工事、令和4年台風15号災害の請負契約の締結について、議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る2月29日に、土木工事に関する特定建設業許可を有する町内5業者をもって指名競争入札を執行しました。その結果、株式会社神田組が落札し、契約金額6,600万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。工期につきましては、議決の日の翌日から令和7年2月28日を予定しております。御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第3 議案第31号 工事請負契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第3、議案第31号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第31号、工事請負契約の締結について、提案理由を説明いたします。

本件は、令和5年度令和4年災、査定番号第52号、町道長松線2号箇所道路災害復旧工事の請負契約の締結について、議決を求めるものです。

本工事につきましては、去る2月29日に、土木工事に関する特定建設業許可を有する町内5業者をもって指名競争入札を執行しました。その結果、株式会社梶山組が落札し、契約金額7,612万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。工期につきましては、議決の日の翌日から令和6年3月29日を予定しております。御審議の上、御採択賜りますよう

お願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で……

（「令和7年。失礼。間違えた、令和7年だ、ごめんなさい」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 今、議員の方が令和7年ではないかということで、御説明がありましたが、これにつきましては、上程後の全員協議会において、ちょっと詳細に、制度上のことも含めまして説明をいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次回の本会議は、3月21日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会 午前 9時59分